

医療情報取得加算に関する掲示

当院はオンライン資格確認を行う体制を有し、マイナ保険証による診療情報等または問診票等を通して、患者さんの診療情報などを取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関です。

厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に伴い、下記のとおり診療報酬点数を算定いたします。

- | | |
|------------------|-----|
| ○ 初診時 | 1 点 |
| ○ 再診時（3 か月に 1 回） | 1 点 |

※マイナ保険証の利用の有無に関わらず

※正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証のご利用にご協力をお願いいたします

令和 7 年 4 月 1 日